

No. 1 8 7 1
2020 - 3 - 23

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

三次市議会議員立候補予定者公開質問状回答

三次民商も加入している『三次市政を考える会(代表 立石孝仁)』は来る三次市議会選挙(開票4月12日)に立候補を予定している候補者26名の方に11項目の公開質問状を送り、期日までに11名の方からご回答をいただき、市民の政治参加にご協力いただきました。

私たち民商は中小業者の施策などを中心に掲載していきますので、内容を積極的にご活用いただき、市議会選挙の投票に生かしてください。(記載順は到着順) (注)今号と次号の2回でお知らせします。(敬称略)

◎消費税5パーセント減税について

予定候補者名	賛否	コメント
齋木 亨	反対	年金、福祉の財源は担い手の高齢化で減少しており、今後の高福祉と年金の維持のためには必要な財源となってくるため。
桑田 典章	反対	記入なし
新家 良和	分からない	現行の10%からの減税は、社会保障全般、経済の動向、国民の暮らし等、総合的な問題であり判断が困難。
宍戸 稔	賛成	記入なし
弓掛 元	反対	現状では難しい。
伊藤 芳則	賛成	景気回復の為にも消費税は5%まで下げる。
掛田 勝彦	反対	財源状況を考えた場合、消費税の増税は賛成します。ただし、日用品や食料品については5%の減税が妥当であると考えます。
重信 好範	賛成	記入なし
増田 誠宏	記入なし	消費税の減税については国の責任において将来の税制を見据え、他の税目も含めて総合的に判断するべきであると考えています。増大する社会保障費に対応するため消費税を現在の10%を超えて引き上げる必要との意見がありますが、それは国民生活に大きな影響があるためできるだけ避けるべきです。その為、一時的な減税はかえって将来の増税を招いてしまう可能性があり、また安易な税率変更は実際に消費税を納入する事業者の負担等も考慮して、慎重に判断する必要があると考えます。
藤井 健一郎	反対	税の使われ方については注目しています。
徳岡 真紀	賛成	その方の収入や置かれている状況に関わらず、一律で買い物をすれば自動的に徴収される税金には反対です。ゼロ%に賛成です。国民所得に対する税負担と社会保険料の負担である国民負担率は増加するばかりで、それに伴う福祉サービスが充実したとは全く言えない状況です。

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

◎国保税、介護保険、後期高齢者医療保険の負担軽減について		
予定候補者名	賛否	コメント
齋木 亨	賛成	必要と思いますが、現在要支援の方に対して介護予防ケアマネジメントの利用等で健康高齢者を増やし、いわゆる「ピンピンコロリ」につなげれば、相対的に保険の軽減になっていく。市にはそのような方向で頑張してほしい。
桑田 典章	賛成	記入なし
新家 良和	分からない	財源を何に求めるか、個人的には賛成であるが、市政レベルでは解決できない。
矢戸 稔	賛成	記入なし
弓掛 元	分からない	記入なし
伊藤 芳則	賛成	国が1兆円出して値下げしなければ負担が増すばかりです。三次は子どもの医療費は無料です。国保世帯は子どもに「均等割」がかかっている。この部分の軽減ができるのではないかと。
掛田 勝彦	反対	社会保障費が増える中、受益者負担の増大も避けられないと考えますが、所得に応じて特に低所得者層の方の負担軽減は必要で
重信 好範	賛成	記入なし
増田 誠宏	記入なし	国保税については国において社会保険の適用拡大が検討されていますが、それにより負担の少ない協会けんぽ等の健康保険に移行し、結果的に負担軽減につなげていく必要があると考えます。各保険の将来の負担割合については、国の社会保障制度全体の制度設計の中で総合的に判断するべきであると考えます。また、現役世代の加入する保険制度において、現在でも各保険制度への負担金・納付金（仕送り）の負担額は非常に重たく、負担軽減のためにこれ以上現役世代に負担を求めることは避けるべきであると
藤井 健一郎	分からない	全世代型社会保障が検討されている。注視しています。
徳岡 真紀	賛成	負担とサービスが伴っていないと考えます。

※1 山田真一郎予定候補所からは質問項目によっては表現が難しく誤解を危惧することもあり、回答を控えさせてもらう旨の文章で返答がありました。

※2 11項目すべてにわたる回答については民商事務所にへご一報ください。

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

3月26日(木)
午後1時半～

無料法律相談

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 FAX (0824) 62-3535 (0824) 62-1654